

白岡市下水道条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

令和6年1月に発生した能登半島地震において、排水設備の復旧が長期化したことを受け、災害時においても排水設備の復旧が円滑に実施できるよう、標準下水道条例が改正されたこと等に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第8条関係

第8条中「（管理者が定める軽微な変更を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 管理者が定める軽微な工事

(2) 災害その他非常の場合（以下「災害等」という。）において、管理者が他の市町村長等の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長等の指定を受けた者が行う工事

(2) 第38条関係

第38条中「非常災害」を「災害等」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行する。